

定 款

一 般 財 団 法 人 恵 愛 団

一般財団法人 恵愛団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人恵愛団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡市東区馬出三丁目一番一号九州大学病院内に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、国立大学法人九州大学における医学の研究を奨励助成し、同時に附属病院の患者の支援（援助）を行い、且つ、職員及び学生の学事研修等に便宜を与え、もって医学の振興と社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 医学研究の奨励及び助成事業
- 二 患者支援（援助）事業
- 三 職員及び学生の学事研修の奨励及び助成事業
- 四 入院療養に必要な諸施設等の提供事業
- 五 患者、職員、学生等の必需品の供給及び貸付並びに役務の提供事業
- 六 保険薬局（医薬品の調剤及び販売）事業
- 七 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産及び評議員会で基本財産とすることを決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければなら

い。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 公益目的支出計画実施報告書

- 2 監事の監査を受けた前項各号の書類は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 前項の理事会の承認を得た書類は、定時評議員会に提出し、第 1 号、第 2 号及び第 6 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。
- 4 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間据え置くとともに、定款を備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 9 条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ決議に加わることのできる理事及び評議員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。重要な財産の処分又は譲り受ける場合にあっても、同様の手続を得なければならない。

(剰余金の分配)

第 10 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

(評議員の設置)

第 11 条 この法人に、評議員 3 名以上 7 名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1 名を評議員長とする。

(選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員長は、評議員会において選定する。
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2 週間以内に登記をしなければならない。

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関する必要事項は、評議員会の決議により別に定める報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- 一 理事及び監事の選任及び解任
 - 二 理事及び監事の報酬等の額
 - 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 残余財産の処分
 - 七 基本財産の処分又は除外の承認
 - 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、第18条第3項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(開催)

- 第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の日々の1週間前までに、評議員に対して評議員会の日時及び場所並びに目的事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(決議)

第20条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 評議員に対する報酬等の支給基準
- 三 定款の変更
- 四 基本財産の処分又は除外の承認
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上6名以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
 - 3 理事長を補佐するため理事の内1名の常務理事を置くことができる。また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。
 - 4 理事長・常務理事を除く理事の内、2名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事・業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事・業務執行理事を執行する権限は、理事会が別に定める役員等職務権限規則による。
- 4 理事長及び常務理事・業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、第1項及び前項に規定するもののほか、法令上の職務を行う。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員に対する報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除等)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、外部役員との間に、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 四 その他法令又はこの定款で理事会の職務とされた事項

(開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催するほか、臨時理事会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。ただし、理事長に事故があるときは、

理事会において、出席した理事の中から互選により議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第12条に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の遂行の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第45条 この法人の主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 評議員会及び理事会の議事録
- 三 事業計画及び収支予算の書類
- 四 事業報告及び決算の書類
- 五 公益目的支出計画実施報告書
- 六 監査報告書
- 七 役員等の報酬等規程
- 八 その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項に規定する書類及び帳簿は、次の各号に掲げる期間備えておかなければならない。

- 一 第1号の書類 永年
- 二 第2号の書類 評議員会及び理事会の日から10年間
- 三 第3号の書類 当該書類の事業年度の末日までの間
- 四 第4号の書類 定時評議員会の日から2週間前の日から5年間
- 五 第5号の書類 定時評議員会の日から2週間前の日から5年間
- 六 第6号の書類 定時評議員会の日から2週間前の日から5年間
- 七 第7号の書類 当該書類作成後5年間
- 八 第8号の書類及び帳簿 法令で定める期間

3 第1項に掲げる書類及び帳簿等の閲覧等については、法令の定めによるもののほか、第10章第46条第2項の定めるところによるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 稗田清之、松尾 稔、市花 晃、白木勝義
監事 寺崎 勲
- 4 この法人の最初の理事長は、稗田清之、業務執行理事は松尾 稔とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
久保千春、片野光男、金城正浩、大石了三、中畑高子、原 寛

別表 基本財産 (第5条関係)

財産種類	場所・数量等
定期預金 及び 投資有価証券	100,000,000円

附則

- 1 この定款は平成27年3月9日から施行する。
変更条項 ・別表 基本財産 (第5条関係)